

令和4年6月定例会

総務常任委員会説明資料

知事 事務画 事務振納 公興 室部部局局局局
総企出人 事務員事 事務員事 事務員事 事務員事 事務員事
監議 事 委 委 会 会 会 会

令和4年度4月補正予算（知事専決処分）の概要

一般会計補正予算（第1号）（議案第2号）は、

新型コロナウイルス感染症への対応と県議会議員補欠選挙に必要な予算3億19百万円を計上。

[内容]

- (1) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応
・新型コロナウイルス感染症医療支援チームの派遣

152百万円

152百万円

(2) その他

- ・熊本県議会議員補欠選挙

167百万円

167百万円

令和4年度5月補正予算（知事専決処分）の概要

一般会計補正予算（第2号）（議案第3号）は、

新型コロナウイルス感染症への対応に必要な予算2億85百万円を計上。

[内容]

- (1) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応
・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給

285百万円

285百万円

令和4年度6月補正予算の概要

一般会計補正予算（第3号）（議案第1号・冒頭提案分）は、

新型コロナウイルス感染症への対応や令和2年7月豪雨からの復旧・復興のほか、国庫補助が増額となった公共施設の整備等に必要予算114億99百万円を計上。

[主な内容]

(1) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応
 ・ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応 3,652百万円
 ・ 交通事業者に対する支援 2,070百万円
 ・ 中小企業等の資金繰り支援 359百万円
 510百万円

(2) 令和2年7月豪雨からの復旧・復興 838百万円
 ・ 被災者の住まいの再建への支援 473百万円
 ・ 人吉市青井地区の復興まちづくりの推進 159百万円

(3) その他 7,009百万円
 ・ 子育て家庭を支援するための市町村の体制整備 54百万円
 ・ 公共施設の整備 6,351百万円

一般会計補正予算（第4号）（議案第18号・追加提案分）は、

国の総合緊急対策の決定を受け、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者への支援及び新型コロナウイルス感染症への対応に必要な予算74億73百万円を計上。

[主な内容]

(1) 県民生活・県経済への影響の最小化 4,389百万円
 ・ 生活者への支援 725百万円
 ・ 事業者への支援 3,664百万円

(2) 地域経済や県民生活の回復等の影響を受ける事業者への支援
 ・ 感染症や物価高騰等の影響を受ける事業者への支援 2,742百万円
 ・ 地域経済の回復や地域活性化等に向けた取り組み 1,136百万円
 ・ ウイズコロナ時代に対応したデジタル環境の整備 394百万円
 1,002百万円

(3) 感染症の拡大防止 342百万円
 ・ 検査体制等の強化 50百万円
 ・ 県民利便施設における感染防止対策 272百万円

4月補正予算（知事専決処分）、5月補正予算（知事専決処分）及び6月補正予算（追加提案分含む）の合計は、一般会計で195億75百万円の増額補正であり、補正後の予算規模は、9,226億18百万円となる。

（単位：百万円）

会計名	補正前の額	4月補正額		5月補正額		6月補正額		合計
		4月28日専決 (第1号)	5月17日専決 (第2号)	冒頭提案分 (第3号)	追加提案分 (第4号)			
一般会計	903,043	319	285	11,499	7,473			922,618

（注）各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

第2号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第1号)
 第3号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第2号)
 第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第3号)
 第18号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

区	分	補正前の額	4月補正額 (第1号)	5月補正額 (第2号)	6月補正額		合計	補正額の説明
					冒頭提案分 (第3号)	追加提案分 (第4号)		
1 県	税	165,971,622					165,971,622	
2 地方	消費税清算金	80,712,156					80,712,156	
3 地方	譲与税	24,654,627					24,654,627	
4 地方	特例交付金	602,890					602,890	
5 地方	交付税	219,481,000					219,481,000	
6	交通安全対策特別交付金	288,722					288,722	
7	分担金及び負担金	4,004,231			164,152		4,168,383	負担金 164,152
8	使用料及び手数料	9,266,319				1,540	9,267,859	使用料 1,540

(単位：千円)

区	分	補正前の額	4月補正額 (第1号)	5月補正額 (第2号)	6月補正額		合計	補正額の説明
					冒頭提案分 (第3号)	追加提案分 (第4号)		
9	国庫支出金	177,930,002	151,569	284,872	7,224,322	7,438,760	193,029,525	国庫負担金 632,680 国庫補助金 14,466,651 国庫委託金 192
10	財産収入	1,546,989					1,546,989	
11	寄附金	239,423					239,423	
12	繰入金	60,009,828			51,284		60,061,112	安心こども基金繰入金 51,284
13	繰越金	1	167,204		1,019,182	23,638	1,210,025	繰越金 1,210,024
14	諸収入	81,591,565			517,608	8,750	82,117,923	受託事業収入 473,025 雑入 53,333
15	県債	76,744,000			2,522,000		79,266,000	民生債 5,000 土木債 2,517,000
合	計	903,043,375	318,773	284,872	11,498,548	7,472,688	922,618,256	

(歳出)

(単位：千円)

区	分	補正前の額	4月補正額 (第1号)	5月補正額 (第2号)	6月補正額		合計	補正額の説明
					冒頭提案分 (第3号)	追加提案分 (第4号)		
1	一般行政経費	614,238,029	318,773	284,872	4,032,163	7,018,073	625,891,910	
(1)	人件費	173,374,040	1,529			14,184	173,389,753	肥料価格高騰緊急支援事業 県議会議員補欠選挙費
(2)	扶助費	112,149,610		267,900	1,484,857	81,100	113,983,467	新型コロナウイルス感染症 医療・検査等体制整備事業 低所得の子育て世帯生活支援 特別給付金
(3)	物件費	42,266,192	134,870	15,472	99,278	960,186	43,475,998	警察業務デジタル化・ 高度化推進事業 新型コロナウイルス感染症 医療・検査等体制整備事業
(4)	その他	286,448,187	182,374	1,500	2,448,028	5,962,603	295,042,692	新型コロナウイルス対応事業者支援 総合交付金 宿泊事業者による環境に配慮した 受入環境整備支援事業

(単位：千円)

区 分	補正前の額	4月補正額 (第1号)	5月補正額 (第2号)	6月補正額		合 計	補 正 額 の 説 明
				冒頭提案分 (第3号)	追加提案分 (第4号)		
2	投資的経費	170,745,658			7,466,385	454,615	
	(1) 普通建設事業費	131,488,167			6,997,533	454,615	
	補 助 分	83,674,255			6,803,458	395,047	地域道路改築費 4,092,523 道路施設保全改築費 1,206,779
	単 独 分	47,813,912			194,075	59,568	単県河川等災害関連事業費 153,000 子育て家庭支援事業 41,075
	(2) 災害復旧事業費	22,501,833			468,852		被災住宅移転促進宅地整備 受託事業 468,852
	(3) 国直轄事業負担金	16,755,658					
3	公 債 費	101,634,684					
4	繰 出 金	16,425,004					
	合 計	903,043,375	318,773	284,872	11,498,548	7,472,688	922,618,256

令和4年度6月補正予算総括表

知事公室
一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分)	計	補正額の財源内訳			
					特定		財源	
					国支	地方債	その他	一般財源
知事公室付	67,586			67,586				
秘書グループ	241,468			241,468				
広報グループ	379,906			379,906				
くまモングループ	810,160		46,575	856,735	46,575			
危機管理防災課	2,632,199		52,046	2,684,245	52,046			
一般会計計	4,131,319		98,621	4,229,940	98,621			
部局合計	4,131,319		98,621	4,229,940	98,621			

令和4年度6月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

くまモングループ

(単位:千円)

事項別 明細書 数 頁	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
					特 定 財 源		一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債 そ の 他		
25	商業総務費	751,950	46,575	798,525	46,575			商業指導費 【コロナ対応分】 くまモングループ阿蘇DX実証事業 コロナ禍における地域事業者への支援のため、DX技 術を活用した仮想チームワークの構築と、その展開・ 実証事業に要する経費
	課計	810,160	46,575	856,735	46,575			

令和4年度6月補正予算県議会説明資料
(追加提案分)

危機管理防災課 事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	(単位:千円)
					国	補正額の財源			
						支出	地方債		
9	防災総務費	2,596,791	52,046	2,648,837				防災対策費 【コロナ対応分】 (1)防災対策事業 新型コロナウイルス対策における職員のオンライン会議等の環境整備に要する経費 1,713 (2)防災・震度情報システム管理費 新型コロナウイルス対策における関係機関とのオンライン等による情報共有のための防災情報共有システム改修に要する経費 12,336 (3)新防災センター震災等ミュージアム整備事業 新防災センター震災等ミュージアムの感染症対策等に要する経費 15,125 (新)④情報連絡員派遣体制再構築事業 22,872 災害発生のおそれのある段階から市町村へ派遣する情報連絡員の感染症対策等に要する経費	52,046
	課計	2,632,199	52,046	2,684,245	52,046				

令和4年度6月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

債務負担行為(変更)

(単位:千円)

危機管理防災課	議案頁数	事 項	補正前		補正後		
			期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
6.		事務機器等賃借			令和5年度	5,754	
					～令和8年度		
					年次別内訳		
					令和5年度		1,644
						令和6年度	1,644
						令和7年度	1,644
						令和8年度	822

令和4年度6月補正予算総括表

総務部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分)	計	補正額の財源内訳			
					特 国	財		一 般
						支	債	
人事課	4,958,392			4,958,392				
財政課	102,484,645			102,484,645				
県政情報文書課	1,564,528		166,176	1,730,704	166,176			
総務厚生課	896,859			896,859				
財産経営課	6,237,534		6,523	6,244,057	6,523			
私学振興課	13,228,596	82,327	15,999	13,326,922	98,326			
市町村課	8,545,731			8,545,731				
消防保安課	1,063,294		59,446	1,122,740	59,446			
税務課	88,564,168			88,564,168				
一般会計計	227,543,747	82,327	248,144	227,874,218	330,471			

公債管理特別会計

財政課	105,380,787			105,380,787				
-----	-------------	--	--	-------------	--	--	--	--

市町村振興資金貸付事業特別会計

市町村課	2,194,144			2,194,144				
------	-----------	--	--	-----------	--	--	--	--

部局計

部局合計	335,118,678	82,327	248,144	335,449,149	330,471			
------	-------------	--------	---------	-------------	---------	--	--	--

令和4年度6月補正予算県議会説明資料

(単位:千円)

私学振興課 事項別 明細書 数 頁	私学振興課 目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明	
					国	支	出	補正額の財源		
								金		地方債
31	私学振興費	13,228,270	82,327	13,310,597	82,327				私学振興助成費 【コロナ対応分】 (1)私立学校ICT支援員配置促進事業 31,000 コロナ禍における私立学校のICT支援員の配置に係る経費に対する補助 (2)私立中学高等学校修学旅行支援事業 51,327 新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を延期した場合等の追加費用に対する私立学校への補助	
	課計	13,228,596	82,327	13,310,923	82,327					

令和4年度6月補正予算県議会説明資料
(追加提案分)

(単位:千円)

県政情報文書課 事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
					財源		一般財源	
					特 定 財 源	その他		
32	大 学 費	1,280,510	166,176	1,446,686	166,176			大学整備費 【コロナ対応分】 公立大学法人支援事業 県立大学における感染防止と学修機会の確保の 両立のためのデジタル環境の整備等に係る交付金
	課 計	1,564,528	166,176	1,730,704	166,176			

令和4年度6月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

(単位:千円)

財産別 事項明細 頁数	財産 経営課 目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
					国支	地方債	一般財源	
7	財産管理費	3,298,227	6,523	3,304,750	6,523			庁舎等管理費 【コロナ対応分】 地域振興局等庁舎における新型コロナウイルス感染症防止対策に要する経費
	課計	6,237,534	6,523	6,244,057	6,523			

令和4年度6月補正予算県議会説明資料
(追加提案分)

(単位:千円)

私学振興課 事項別 明細書 頁数	私学振興課 目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
					特 定 財 源		一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債 所 他		
30	私学振興費	13,228,270	15,999	13,244,269	15,999			私学振興助成費 【コロナ対応分】 私立高等学校授業料等減免補助事業 新型コロナウイルス感染症等の影響により家計急変 した世帯に対する私立高等学校等授業料減免補助 の拡充
	課 計	13,228,596	15,999	13,244,595	15,999			

令和4年度6月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

(単位:千円)

消 防 保 安 課 事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明
					特 定 財 源	一 般 財 源		
						国 支 出 金	地 方 債	
9	防災総務費	386,624	19,844	406,468	19,844			防災対策費 【コロナ対応分】 防災消防ヘリコプター管理運営費 防災消防航空センターの感染症対策設備等の導入に 要する経費
9	消防指導費	631,216	39,602	670,818	39,602			消防学校費 【コロナ対応分】 消防学校教育訓練機能強化事業 消防学校の感染症対策設備等の導入に要する経費
	課 計	1,063,294	59,446	1,122,740	59,446			

令和4年度6月補正予算総括表

企画振興部
一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分)	計	補正額の財源内訳			一般財源
					特 国支出金	定 地方債	源 その他	
企画課	889,498			889,498				
地域振興課	1,150,557	473,025	77,000	1,700,582	77,000		473,025	
<small>文化企画・世界遺産推進課</small>	837,983			837,983				
交通政策課	2,704,402	358,599		3,063,001	358,599			
統計調査課	347,369			347,369				
デジタル戦略推進課	321,452	7,463	25,872	354,787	33,335			
システム改革課	1,348,632	47,416	84,614	1,480,662	132,030			
球磨川流域復興局	2,003,433			2,003,433				
一般会計計	9,603,326	886,503	187,486	10,677,315	600,964		473,025	
部局計								
部局合計	9,603,326	886,503	187,486	10,677,315	600,964		473,025	

令和4年度6月補正予算県議会説明資料

地域振興課

(単位:千円)

地域振興課 事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	明
					国支出金	特定財	一般財源		
14	計画調査費	998,711	473,025	1,471,736			473,025		球磨川流域復興対策費 【7月豪雨対応分】 ①被災住宅移転促進宅地整備受託事業 県が球磨村から受託して実施する、被災地域の住民等の移転先となる同村渡地区の宅地整備等に要する経費
	課計	1,150,557	473,025	1,623,582			473,025		

交通政策課

(単位:千円)

交通政策課 事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	明
					国支出金	特定財	一般財源		
14	計画調査費	1,823,150	358,599	2,181,749	358,599				交通整備促進費 【コロナ対応分】 公共交通応援事業 コロナ禍において運行維持に取り組み交通事業者に対する応援金
	課計	2,704,402	358,599	3,063,001	358,599				

令和4年度6月補正予算県議会説明資料

デジタル戦略推進課

事項別 明細書 数 頁	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
					国 支 出 金	財 源		
						地 方 債	そ の 他	
14	計画調査費	52,113	7,463	59,576	7,463			企画推進費 個人番号カード利用環境整備事業 マイナンバーカードを活用した消費活性化策の広報等に要する経費
	課計	321,452	7,463	328,915	7,463			

(単位:千円)

システム改革課

事項別 明細書 数 頁	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
					国 支 出 金	財 源		
						地 方 債	そ の 他	
14	人事管理費	927,780	47,416	975,196	47,416			情報管理運営費 【コロナ対応分】 ICTを活用した働き方改革等推進事業 コロナ禍における業務の効率化・省力化に向けた庁内 無線LAN整備に要する経費
	課計	1,348,632	47,416	1,396,048	47,416			

(単位:千円)

令和4年度6月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

(単位:千円)

地域 事項別 明細書 頁数	振興課 目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明	
					国	地方債			一般財源
						支出	債		
8	計画調査費	998,711	77,000	1,075,711			77,000	企画推進費 【コロナ対応分】 (1)地域づくりチャレンジ推進事業 コロナ禍における新しい生活様式に対応した地域団体 等による自主的な地域づくりの取組みへの支援に要す る経費 77,000 68,000 9,000	
	課計	1,150,557	77,000	1,227,557			77,000	(新)②移住定住クロスメディア展開事業 コロナ禍における移住定住の推進に向けた情報発信に 要する経費 9,000	

令和4年度6月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

デジタル戦略推進課 事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明	
					国	支	財 源		一 般 財 源
7	人事管理費	118,624	25,872	144,496	25,872			情報管理運営費 【コロナ対応分】 ① データ連携推進調査委託事業 ウイズコロナ時代において、デジタル社会の実現に必要な行政データのオープン化及びデータ連携基盤のあり方に関する調査に要する経費	
	課 計	321,452	25,872	347,324	25,872				

(単位:千円)

システム改革課 事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明	
					国	支	財 源		一 般 財 源
7	人事管理費	927,780	84,614	1,012,394	84,614			情報管理運営費 【コロナ対応分】 ICTを活用した働き方改革等推進事業 デジタル社会への対応を見据えたコロナ禍における職場環境の整備に要する経費	
	課 計	1,348,632	84,614	1,433,246	84,614				

(単位:千円)

令和4年度6月補正予算総括表

議会事務局

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分)	計	補正額の財源内訳				
					特 国支出金	定 地	財 方債	源	
								そ の 他	一 般 財 源
議会事務局	1,308,700	4,147		1,312,847	4,147				
一般会計計	1,308,700	4,147		1,312,847	4,147				
部 局 計									
部局合計	1,308,700	4,147		1,312,847	4,147				

令和4年度6月補正予算県議会説明資料

議 会 事 務 局

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	日 目	名 称	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				説 明	
						国 支 出 金	特 定 財 源	地 方 債	そ の 他		一 般 財 源
12	事 務 局 費		359,374	4,147	363,521		4,147				運営費 管理運営費 【コロナ対応分】 コロナ禍における円滑な議会運営に資する議会棟本館 無線LAN整備に要する経費
	課 計		359,374	4,147	363,521		4,147				

令和4年度4月補正(専決)予算総括表

総務部

一般会計

(単位:千円)

課	名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特 定 財 源			
					国支出金	地方債	その他	一般財源
人事課		4,958,392		4,958,392				
財政課		102,484,645		102,484,645				
県政情報文書課		1,564,528		1,564,528				
総務厚生課		896,859		896,859				
財産経営課		6,237,534		6,237,534				
私学振興課		13,228,596		13,228,596				
市町村課		8,378,527	167,204	8,545,731				167,204
消防保安課		1,063,294		1,063,294				
税務課		88,564,168		88,564,168				
一般会計計		227,376,543	167,204	227,543,747				167,204

公債管理特別会計

財政課	105,380,787		105,380,787
-----	-------------	--	-------------

市町村振興資金貸付事業特別会計

市町村課	2,194,144		2,194,144
------	-----------	--	-----------

部局計

部局合計	334,951,474	167,204	335,118,678	167,204
------	-------------	---------	-------------	---------

令和4年度 専決予算県議会説明資料

(専第2号 令和4年4月28日専決)

市 町 村 課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					国支出金	特 定 財 源	一 般 財 源		
							地 方 債	そ の 他	
37	県議会議員 補欠選挙費		167,204	167,204				167,204	県議会議員補欠選挙執行経費
	課 計	10,572,671	167,204	10,739,875				167,204	

第 4 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 1 1 年熊本県条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第4号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 軌道法（大正10年法律第76号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 軌道に関する認可等の事務について、軌道法の一部改正等により都道府県から指定都市へ移譲されたことに伴い削除する。（別表第2号関係）</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行する。</p>

第 5 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第119号中「第5条第1項若しくは第2項」を「第5条第1項」に、「第16条の2第1項若しくは第2項」を「第16条第1項」に改め、同項第120号中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同項第121号中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同項第121号の3中「又は第4項」を削り、同項第121号の4から第121号の9までを削り、同項第211号中「第85条第5項の」を「第85条第6項の」に、「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第5項）」を「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第6項）」に改め、同項第211号の2中「第85条第6項の」を「第85条第7項の」に、「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第6項）」を「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第7項）」に改め、同項第216号の6中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同項第216号の7中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同項第415号中「第91条の規定に基づく」を「第91条又は第91条の2第2項の規定により」に、「者で、」を「者が」に改め、同項第623号の14の6の次に次の1号を加える。

(623)の14の7 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

マンションの容積率の特例許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第624号の4中「、別表第26及び別表第26の4」を「及び別表第26から別表第26の4まで」に改め、同項中第624号の8を第624号の10とし、第624号の7を第624号の9とし、第624号の6を第624号の8とし、同項第624号の5中「別表第26の4」を「別表第26の3」に改め、同号を同項第624号の6とし、同号の次に次の1号を加える。

(624)の7 長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料 別表第26の4に掲げる区分に応じた額

第2条第1項第624号の4の次に次の1号を加える。

(624)の5 長期優良住宅促進法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料 別表第26の2に掲げる区分に応じた額

第2条第1項第625号ア中「、別表第26及び別表第26の4」を「及び別表第26から別表第26の4まで」に改める。

別表第26の2を次のように改める。

別表第26の2（第2条第1項第624号の5関係）

区分		金額	
確認書又は建設住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅	22,000円	
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	39,000円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	63,000円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	105,000円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	167,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	255,000円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	432,000円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	547,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	621,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	39,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	63,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	105,000円を申請住戸数で除して得た額

		総住戸数が26戸から50戸までのもの	167,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	255,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	432,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	547,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	621,000円を申請住戸数で除して得た額
確認書及び建設住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅		71,000円
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	187,000円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	299,000円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	593,000円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	1,062,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,825,000円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	3,377,000円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	4,826,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	5,918,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	187,000円を申請住戸数で除して得た

		額
	総住戸数が6戸から10戸までのもの	299,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が11戸から25戸までのもの	593,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が26戸から50戸までのもの	1,062,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,825,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が101戸から200戸までのもの	3,377,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が201戸から300戸までのもの	4,826,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が301戸以上のもの	5,918,000円を申請住戸数で除して得た額

備考

- 1 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 2 建設住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（建設された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 3 区分所有住宅とは、長期優良住宅促進法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。
- 4 申請住戸数で除して得た額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

別表第26の3を削る。

別表第26の4中「第2条第1項第624号の5」を「第2条第1項第624号の6」に改め、同表を別表第26の3とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第26の4（第2条第1項第624号の7関係）

区分		金額	
確認書又は建設住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅	11,000円	
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	19,500円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	31,500円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	52,500円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	83,500円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	127,500円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	216,000円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	273,500円
		総住戸数が301戸以上のもの	310,500円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	19,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	31,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	52,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	83,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	127,500円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が101戸から200戸までのもの		216,000円を申請住戸数で除して得た	

			額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	273,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	310,500円を申請住戸数で除して得た額
確認書及び建設住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅		35,500円
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	93,500円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	149,500円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	296,500円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	531,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	912,500円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	1,688,500円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	2,413,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	2,959,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	93,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	149,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	296,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	531,000円を申請住戸数で除して得た

	額
総住戸数が51戸から100戸までのもの	912,500円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が101戸から200戸までのもの	1,688,500円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が201戸から300戸までのもの	2,413,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が301戸以上のもの	2,959,000円を申請住戸数で除して得た額

備考

- 1 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 2 建設住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（建設された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 3 区分所有住宅とは、長期優良住宅促進法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。
- 4 申請住戸数で除して得た額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1項第211号、第211号の2、第216号の6、第216号の7及び第415号の改正規定、同項第623号の14の6の次に1号を加える改正規定並びに附則第4項（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第202号及び第202号の2の改正規定並びに同項第564号の13の6の次に1号を加える改正規定に限る。）の規定 公布の日
 - (2) 第2条第1項第119号から第121号まで及び第121号の3の改正規定、同項第121号の4から第121号の9までを削る改正規定並びに次項、附則第3項及

び第4項（熊本県収入証紙条例別表第1手数料の項第116号の4から第116号の9までを削る改正規定に限る。）の規定 令和4年7月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和4年10月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

4 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第116号の4から第116号の9までを削る。

別表第1手数料の項第202号及び第202号の2を次のように改める。

202 仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第6項）

202の2 仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第7項）

別表第1手数料の項第564号の13の6の次に次の1号を加える。

564の13の7 マンションの容積率の特例許可申請手数料

別表第1手数料の項第564号の33の次に次の1号を加える。

564の33の2 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料

別表第1手数料の項第564号の34の次に次の1号を加える。

564の34の2 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料

(提案理由)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第5号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 新たに手数料を設けるもの</p> <p>ア マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴うもの</p> <p>① マンションの容積率の特例許可申請手数料 160,000円</p> <p>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴うもの</p> <p>① 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料 22,000円ほか</p> <p>② 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料 11,000円ほか</p> <p>(2) 手数料を廃止するもの</p> <p>ア 教育職員免許法の一部改正に伴うもの</p> <p>① 教育職員の免許状の有効期間更新手数料</p> <p>② 教育職員の免許状の有効期間延長手数料</p> <p>③ 旧免許状所持者の免許状更新講習修了確認手数料</p> <p>④ 修了確認期限を経過した旧免許状所持者の免許状更新講習修了確認手数料</p> <p>⑤ 旧免許状所持現職教員の修了確認期限延期手数料</p> <p>⑥ 旧免許状所持現職教員の免許状更新講習受講免除手数料</p> <p>(3) 所要の規定の整理を行うもの</p> <p>ア 教育職員免許法の一部改正に伴うもの</p> <p>イ 建築基準法の一部改正に伴うもの</p> <p>ウ 道路交通法の一部改正に伴うもの</p> <p>エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴うもの</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 2(1)ア、(3)イ及びウ並びに4(3)の一部 公布の日</p> <p>(2) 2(2)、(3)ア及び4(3)の一部 令和4年7月1日</p> <p>(3) 2(1)イ、(3)エ及び4(3)の一部 令和4年10月1日</p>

		<p>4 その他</p> <p>(1) 3の施行期日前にされている申請等に対する手数料は改正前の額とする所要の経過措置を定める。</p> <p>(2) 附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。</p> <p>(3) 手数料の規定の整備に伴い、熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の関係規定を整理する。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 6 号

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第32条第3項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章」を「個人情報の保護に関する法律第5章第4節」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第6号	熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う所要の規定の整理を行う。（第2条第1号ア、第2条第6号、第32条第3項関係）</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

第 7 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第56条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合又は次項若しくは第3項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第56条に次の1項を加える。

- 4 第1項ただし書の場合においても、課税地を管轄する広域本部長は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。

第57条中「前条第1項」の次に「本文」を加える。

第62条を次のように改める。

（被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等）

第62条 課税地を管轄する広域本部長は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から1年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして施行令第39条の4に規定する不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項及び第3項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、施行令第39条の規定により、課税地を管轄する広域本部長が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

- (1) 被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける予定年月日
- (2) 被収用不動産等に係る公共事業を行う者の名称

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

第62条の次に次の4条を加える。

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第62条の2 課税地を管轄する広域本部長は、譲渡担保権者が譲渡担保財産の取得(第49条第2項本文の規定が適用されるものを除く。)をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に譲渡担保財産を移転する予定年月日を記載して行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第62条の3 課税地を管轄する広域本部長は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第50条の2第3項に規定する再開発会社(以下この項において「再開発会社」という。)が同法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業(以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い同法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分(以下この項、次項及び第3項において「建築施設の部分」という。)を取得

した場合において同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日に同法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第2条第4号に規定する公共施設（以下この項、次項及び第3項において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があった日の翌日までの期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。
- 3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、建築施設の部分の取得にあつては譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得する予定年月日を、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては国又は地方公共団体が当該不動産を取得する予定年月日を記載して行わなければならない。
- 4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

（農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第62条の4 課税地を管轄する広域本部長は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1号に掲げる事業（同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間（当該貸付期間のうち延長に係るものを除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下この項及び第3項において「農地売買事業」という。）の実施により施行令第39条の5に規定する区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合には、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（同日から5年以内に、これらの土地について土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業で同項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された

場合において、これらの事業の完了の日として施行令第39条の6に規定する日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間に当該農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地中間管理機構によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から5年以内の期間（当該不動産が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日までの期間）を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資する予定年月日を記載して行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第62条の5 課税地を管轄する広域本部長は、土地改良区が土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地（施行令第39条の7に規定するものに限る。以下この項及び第3項において「換地」という。）を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、換地を譲渡する予定年月日を記載して行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

第63条第4項中「（昭和44年法律第38号）」を削る。

附則第7条中「第10条第2号」を「第11条第1項」に改める。

附則第7条の3の次に次の1条を加える。

(心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得に対する不動産取得税の減額等)

第7条の4 課税地を管轄する広域本部長は、心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するもの(以下この項及び次項において「施設」という。)を取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、施設の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該施設の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から3年以内の期間を限って、当該施設に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書により行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第7条の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

2 改正後の熊本県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県税条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第7号	熊本県税条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 不動産取得税</p> <p>ア 不動産を取得した者が登記の申請をした場合は、賦課徴収について必要があるとき等を除き、不動産取得税申告書の提出を不要とする。</p> <p>イ 被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等に係る規定を整備する。</p> <p>ウ 譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等に係る規定を整備する。</p> <p>エ 再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等に係る規定を整備する。</p> <p>オ 農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等に係る規定を整備する。</p> <p>カ 土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等に係る規定を整備する。</p> <p>キ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得に対する不動産取得税の減額等に係る規定を整備する。</p> <p>(2) その他規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 2の(2)の一部 令和4年10月1日</p> <p>(2) 2の(1)及び(2)の一部 令和5年4月1日</p>

第 8 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項第1号中「2年」を「3年」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 新条例第4条の14及び附則第2項の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後に地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号イに掲げる地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した同法第17条の2第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、適用日前に地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第8号	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除又は不均一課税の対象となる特別償却設備の取得期限を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日から3年を経過する日まで延長する。</p> <p>(2) 土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例期限を令和9年3月31日まで延長する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日（令和4年4月1日から適用）</p>

第 14 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 43 号

熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例等の一部を改正する条例

（熊本県税条例の一部改正）

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第41条において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第41条第1項中「ガス供給業」の次に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に100分の1」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ウの表を削り、同条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「のもの」の次に「（第39条第1

項第1号アに掲げる法人を除く。)」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第43条第1項中「同項第3号アに掲げる法人」の次に「若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改める。

第52条第5項中「第73条の14第11項から第13項まで」を「第73条の14第12項から第14項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 課税地を管轄する広域本部長は、前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該住宅の取得が第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項又は第3項の規定を適用することができる。

第56条第3項中「第73条の14第5項から第14項まで」を「第73条の14第6項から第15項まで」に改める。

第59条第6項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 課税地を管轄する広域本部長は、前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用することができる。

第63条第2項中「第73条の14第6項」を「第73条の14第7項」に改める。

附則第6条の3中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第6条の7及び第7条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本県税条例の一部を改正する条例(令和2年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、第38条の改正規定中「同条第63項」を「同条第65項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

専決処分の報告及び承認の概要

議案番号	議案名	内 容
第14号	専決処分の報告及び承認について	<p>熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>1 条例改正の趣旨 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 熊本県税条例の一部改正【第1条】 ア 法人事業税 (ア) ガス供給業のうち、製造事業及び小売事業に係る課税方式を見直す。 (イ) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人に係る法人事業税所得割について、年800万円以下の所得に係る税率を見直す。 イ 不動産取得税 (ア) 住宅及び住宅用土地の取得に係る特例措置の要件に該当すると認められるときは、不動産を取得した者から申告がなかった場合においても、当該特例措置を適用する措置を講ずる。 (イ) 新築住宅を独立行政法人都市再生機構等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長する。 (ウ) 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合の税額の減額及び徴収猶予について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長する。 (エ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長する。 ウ その他規定の整理を行う。 (2) 熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第2条】 地方税法の一部改正に伴い、法人県民税の規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日 (1) 令和4年4月1日 (2) 公布の日</p>

第 15 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 44 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月31日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項第1号中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

専決処分の報告及び承認の概要

議案番号	議案名	内 容
第15号	専決処分の報告及び承認について	<p>熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例改正の趣旨 <p>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。</p> 2 主な改正内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除又は不均一課税の対象要件となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限を令和6年3月31日まで延長する。 (2) 土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例期限を令和8年3月31日まで延長する。 3 施行期日 <p>令和4年4月1日</p>

第 19 号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の2の3の規定に該当する場合にあっては、」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の2の3の規定に該当する場合にあっては当該子が」に改め、「（以下」の次に「この号及び第3条第7号において」を加え、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び第2条の2の2において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の2の2第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、その

いずれかの日)) の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき) を「非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日 (当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
第2条の2の2第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の2の3中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき) を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」

に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の2の3に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の3を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第19号	熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 非常勤職員について、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和する。(第2条関係)</p> <p>(2) 非常勤職員について、子が1歳以降の育児休業の取得要件を柔軟化する。(第2条、第2条の2の2、第2条の2の3関係)</p> <p>(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による育児休業の取得回数制限の緩和等を踏まえ、再度の育児休業取得に係る特別の事情の規定を見直す。(第3条、第11条関係)</p> <p>(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。(第3条の2関係)</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年10月1日</p>

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

広 報 グ ル ー プ

(単位:円)

議 案 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
18	総 務 費	総 務 管 理 費	新型コロナウイルス関連広報事業費	50,395,000	50,395,000	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度2月補正予算による事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

危機管理防災課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
20	総務費	防災費	防災・震度情報システム管理 事業費	135,860,000	11,898,000	・令和3年度2月補正予算による事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。
20	総務費	防災費	防災センター施設整備事業費	480,000,000	267,922,988	・半導体供給不足により通信機器等の調達に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
21	総務費	防災費	防災情報通信基盤整備事業 費	555,945,000	530,806,000	・令和3年度2月補正予算による事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

県政情報文書課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
49	教育費	大学費	公立大学法人支援事業費	421,728,000	111,098,000	・令和3年度2月補正予算による事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

財産経営課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
18	総務費	総務管理費	県庁舎維持補修費	456,919,000	12,724,000	・施設管理者との調整に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
18	総務費	総務管理費	財産利活用推進事業費	1,308,513,000	590,961,958	・他工事との調整や追加工事(巨石撤去)等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
50	災害復旧費	総務災害復旧費	県庁舎等施設災害復旧費	2,109,877,000	1,374,025,795	・他工事との調整や追加工事(巨石撤去)に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

私学振興課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
47	教育費	教育総務費	私立学校ICT環境整備事業費	164,561,000	86,573,000	・工事内容の検討や機器の調達に時間を要する等の理由から、年度内完了が困難となったため。
48	教育費	教育総務費	私立高等学校専攻科授業料減免補助事業費	175,366,000	94,894,000	・令和3年度2月補正予算による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

市 議 案 頁 数	町	村	課	款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	繰 越 の 理 由
20				総 務 費	市 振 興 村 費	新型コロナウイルス感染症 対応総合交付金事業費	1,500,000,000	1,500,000,000	・新型コロナウイルス感染症が収束するまで市町村を支援 する事業を継続していく必要があるため。

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

消防保安課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
21	総務費	防災費	消防学校教育訓練機能強化 事業費	51,156,000	35,203,254	<ul style="list-style-type: none"> 訓練塔の改築に係る設計内容の見直しに不測の日数を要し、年度内の事業の完了が困難となったため。

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

議案 頁数	課 目	項 目	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
20	総務費	徴税費	県税窓口感染症対策事業費	68,980,000	24,788,000	・半導体供給不足により機器の調達に不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となったため。

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

地域振興課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
19	総務費	企画費	「環境首都」水俣・芦北地域 創造事業費	455,541,000	305,875,000	<ul style="list-style-type: none"> 水俣市が実施する消造成事業等について、必要な事業期間が確保できず、年度内の事業完了が困難となったため。
19	総務費	企画費	万日山緑地公園管理運営費	28,652,000	7,948,000	<ul style="list-style-type: none"> 万日山緑地公園内の工事のために必要な風致地区区内における土地の形質変更の許可手続きに時間を要したため。
19	総務費	企画費	阿蘇草原再生事業費	13,953,000	6,930,000	<ul style="list-style-type: none"> 各牧野で実施する火入れ(野焼き)について、2～3月を実施時期としていたが、天候不良等により4月に実施となったため。
19	総務費	企画費	草原維持システム構築推進 事業費	14,060,000	5,940,000	<ul style="list-style-type: none"> 各牧野で実施する火入れ(野焼き)について、2～3月を実施時期としていたが、天候不良等により4月に実施となったため。

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

文化企画・世界遺産推進課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
19	総務費	企画費	博物館ネットワークセンター 施設整備事業費	50,207,000	39,815,000	・入札の不調により、工期の計画が遅れ、年度内の工事発注が困難となったため。
20	総務費	企画費	新型コロナウイルス感染症対 策文化活動助成事業費	9,450,000	9,450,000	・令和3年度2月補正予算による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。
20	総務費	企画費	県立劇場施設整備事業費	53,140,000	24,267,309	・主に、国の経済対策に係る事業費で県への交付決定が令和4年度に行われることとなったため。

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

交通政策課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
19	総務費	企画費	天草空港運航支援対策事業費	537,081,000	5,000,000	・関係機関等と協議・調整に時間を要し、年度内の完了が困難となったため。
19	総務費	企画費	阿蘇くまもと空港アクセス整備調査検討事業費	42,042,000	34,640,142	・関係機関等と協議・調整に時間を要し、年度内の完了が困難となったため。
19	総務費	企画費	阿蘇くまもと空港国内線振興対策事業費	42,500,000	27,500,000	・関係機関等と協議・調整に時間を要し、年度内の完了が困難となったため。
19	総務費	企画費	阿蘇くまもと空港ゲート改修事業費	52,143,000	47,600,000	・工事内容の検討及び関係者との協議に時間を要し、年度内の完了が困難となったため。
50	災害復旧費	総務復旧費	南阿蘇鉄道災害復旧費	317,500,000	317,500,000	・立野・長陽駅間に位置する第一白川橋梁の新橋梁架設において、先行する被災橋梁撤去等が遅れたことに伴い、架橋工事への着手が遅れたため。

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

議案数		議 会 費 議 会 費		項 目	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
18	議 会 費 議 会 費	議 会 費 議 会 費	議 会 費 議 会 費	議 会 費 議 会 費	議会運営感染症対策事業費	88,187,000	20,893,000	・令和3年度2月補正予算による事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。

(単位:円)

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 7 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年5月16日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和3年11月12日 宇城市松橋町豊福地内	豊世運輸株式会 社 (所有者) アスファルト舗 装	199,100円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

専決処分の報告の概要

議案番号	議案名	内 容
報告 第11号	専決処分の報告 について	<p>職員による交通事故の和解及び賠償額の決定</p> <p>【事故の概要】</p> <p>1 日時 令和3年11月12日（金） 午後3時00分頃</p> <p>2 場所 宇城市松橋町豊福地内</p> <p>3 当事者 熊本県県央広域本部税務部課税第一課職員 事故の相手方（車両等所有者）豊世運輸株式会社</p> <p>4 過失割合 県：相手方＝100：0</p> <p>5 損害額及び損害賠償額 損害額 199,100円 賠償額 199,100円</p> <p>6 事故の状況 職員が公務で出張中、訪問先敷地内の段差に気づかず、車両前方が落下し、アスファルトに損傷を与えたもの。 なお、公用車に損傷箇所はなく、職員にも負傷はなかった。</p>